

おおなん

農業委員会だより



目次

- 年頭のあいさつ..... 2
- 建議の提出..... 3
- 建議の回答..... 4
- 農業生産法人紹介..... 5
- 農を守る人たち..... 6

第13号

年頭のごあいさつ



邑南町農業委員会
会長 田中正規

新年あけましておめでとうございます。

皆様には口頃より農業委員会活動へご協力、ご支援頂き誠にありがとうございます。

昨年は生産者米価が上がりましたが、他の農産物価格は値が上がりず、良い年ではなかったことと思います。

農業政策においては、今年大きな変化が予想されます。

また米の需給（生産）調整についても作付配分の減少が予想されます。これ以上の転作は耕作放棄地の増大につながると危惧しています。

農業委員会は、「地域の農地と担い手を守り活かす運動」のもと農地パトロール（農地利用

状況調査等）による遊休農地の発生防止、解消、担い手の確保・育成、集落営農の推進、新規就農者の参入を進めて行きたいと思っています。

TPPについては、米国の基準の規制・制度を押し付ける交渉であり、農業に限らずわが国の社会システムを崩壊させる危険なルールづくりだと考えます。中山間地域である邑南町では、地域の崩壊を招くことになりません。とうてい許すことはいきないと思っています。

また、人・農地プランについては各自治会等において、担当農業委員とともに積極的に取り組んでいきたいと思っています。

昨年十二月六日の全国農業委員会会長代表者集会のおり、県選出の国會議員（五人）は不在でしたが、公明党の斉藤鉄夫幹事長代行にお会いし、島根県と邑南町の現状を話し、「中山間地域等直接支払交付金」、「農地・水保全管理支払交付金」、「環境

保全型農業直接支払交付金」の継続と、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の拡充について特に要望しております。

高齢化する農業者、増える耕作放棄地、有害鳥獣の被害など、農業を取りまく環境は明るいものではありません。

農業者、JA、行政が一体となって課題を克服していかなければなりません。農業委員会は行政に建議を提出し、農業の将来が明るくなるよう、農業者の代表として努力してまいります。

最後に新年にあたり皆様方のご多幸とご健勝をお祈り申し上げます。



建議を提出しました

邑南町農業委員会は平成二十四年十月二十九日、からだと環境にやさしい農業をめざす町づくりをすすめることや地産地消の強化など生産意欲のでる農業振興を求めて、石橋町長に建議を提出しました。



※建議を提出する田中会長

「建議の提出」

アメリカの大旱ばつなど、世界的な異常気象が続くなか、農水省がこのほど「世界的には二〇五〇年までに二〇〇〇年比で一・五五倍の食糧増産が必要とされる」との試算をだしました。日本での食料自給率向上と地域の条件を生かした安定生産こそ国際貢献になります。それを保障する農業政策が求められます。食料自給率を十三%にまで下げ、農業と地域経済を壊滅させるTPP（環太平洋連携協定）への参加は到底許されるものではありません。邑南町のこれまでの取組みや土地条件を生かした農業振興がますます大切になってきています。

「建議の具体的項目」

- 1、地域循環を大切にし、からだと環境にやさしい農業をめざす町づくりをすすめること。
 * * * * *
 これまでとりくんできた土づくりやハーブ米の取組みなど生かし、より安全で、美味しい農産物生産の方向をめざすこと。
- 2、地域の田んぼを守るために
 * * * * *
 集落営農だけでなく、認定農業者の育成や地域農業を支えている兼業農家など多様な担い手を大切にすべくつくること。
- 3、田んぼの有効利用をすすめるために
 * * * * *
 ・ 飼料の自給を高める飼料用稲の成分の安定化と、酪農だけでなく和牛農家への供給方法を研究すること。
 ・ 汎用コンバインを活用した大豆の栽培を拡大するため
- 4、認定農業者と農業後継者の育成を図ること。
 * * * * *
 ・ 邑南町の認定農業者の会をつくり、認定農業者の組織化を図ること。
 ・ 就農希望者への研修から就農までのシステム化を確立すること。
- 5、地産地消を強めるために
 * * * * *
 ・ 学校給食の町内供給を高めるために、町とJA、農家でしくみづくりと生産者グループの組織化を図ること。
- 6、生産意欲を減退させる有害鳥獣の対策を充実、拡充すること。
 * * * * *
- 7、さまざまな自然エネルギーを見直し、有効活用を研究、探求していくこと。
 * * * * *
- 8、グリーンツーリズムや消費者との交流で、邑南町の自然と農業の大切さをひろげっていくこと。
 * * * * *
- 9、農作業、農機具による事故を防ぐため、啓発活動を強めること。
 * * * * *

以上九項目を提出しました。

表紙写真
 上 JA女性部が口羽公民館で児童クラブの子供達と米粉うどんを作った様子です。
 下 高原保育園では、毎年地域の老人会の人達と一緒にもちつきをしています。

「建議の回答」

1、従来よりハーブ米をはじめ、各種作物の環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組んでいる。今年度は約百五十ヘクタールを見込んでおり安全・安心の必要性は浸透しつつある。今後も積極的に推進していきたい。また、「環境を大切にする立町宣言」も検討している。

* * *

2、そのとおりと考える。ただすべてを産業政策でカバーすることはできないので、地域政策や福祉政策と協調しながら、個々のやる気を引き出せるよう努めたい。

3、①自給飼料の必要性については、行政、畜産関係者とも共通の認識である。飼料稲発酵粗飼料については栽培面積六十ヘクタール弱まで拡大できたところである。和牛飼料

についても要望はあり、「稲わら収集―和牛への給与―農地への堆肥還元」のシステムを検討中である。

②水田における大豆栽培面積は、毎年米の需給調整の動向により変動している。この地域における栽培方法は確立されつつあるが、栽培面積の拡大には湿害対策や所得確保策が必要である。また地域での販売についてはJAとも協議したい。

* * *

4、①認定農業者の会設立については、目的、効果をどこに求めるのが重要である。関係者と協議したい。

②新規就農者対策については、「研修制度―レンタルハウス」の活用による就農準備―自営就農」と大きなレベルは敷かれている。研修者の希望、就農スタイル、農地の確保、住居の確保など各々条件は異なる。また新規就農に対する国・県の助成制度も多岐にわたっている。就農者、定

住支援員、農林振興課が連携しながらケースバイケースで対応したい。

* * *

5、一昨年制定した「地産地消推進条例」にもとづき、学校給食と木材利用の地消を推進している。学校給食においては給食センターにコーディネーターを配置し、農家から仕入れ等の業務をしている。関係農家の数は増加しているが、組織化や計画生産を実施するまでには至っていない。学校給食部会において検討したい。

* * *

6、有害鳥獣被害が農家の生産意欲に与える影響は大きい。これまで集落ぐるみでの対策を実施してきた結果、全集落の約四割で取り組まれている。未実施集落においては、国・町の制度を有効活用してほしい。

* * *

7、平成二十三年から「邑南町職員エネルギー政策研究会」を設置し、水力・木質バイオマスについて現地踏査や検討会を開催している。今後の提言をまとめている段階である。

* * *

8、昨年は、残念なことに本町においても農作業死亡事故が発生している。従来から防災無線により注意喚起してきたところであるが、今年はケーブルTVでも放映した。引き続き農繁期前には何らかの啓発活動をおこないたい。



農業生産法人紹介

大草農事生産組合「こうこん」

設立	2007年1月	命名の由来・農道開通記念碑の耕魂
組合員	17名	代表 益田 勲 総会年1回
運営委員	6名	会議は随時 時々課題・対処方法の検討 高冷地、大草に合う営農相談指導（専属1名）
目的	集落と耕地の現状維持 農機具の共同購入により各人の所有を減らす	
水稻耕作面積	5.17ha	他集落の委託約1.5ha（稲刈り・乾燥の委託）
防除機	1台	
管理機	1台・8馬力	
田植機	2台・5条/4条	
刈取り機	1台・3条/25馬力	
乾燥機	5台・32・27・14・24・28石	
粉摺り器	1台・4インチ	
共同出荷	500袋	
保有米	300袋	
米粉製粉機	1台	
日当	1,000円/時間	荒起・代かき・水の管理は各人 稲刈り～出荷は全て「こうこん」



現状・目標・事業

集落の平均年齢69歳（含・高校生・幼児各1人）
瑞穂小学校6年生の炭焼き体験・木立て/炭だし（年1回）

猪檻・わなの維持・点検修理

2009～11年集落森林保全
緊急対策事業により耕地の周囲
約10mの立木除去
集落周囲8kmの電柵張り
獣駆除班6名（狩猟免許2名）
昨年捕獲獣 猪10・熊1・鹿3頭



認知症予防

自給野菜の確保・耕地の荒廃防止
上田所自治会行事のバザーおよび
その余剰野菜の隣同士の融通



産直市販売

木酢・餅取り粉・注連縄

生産委託・獣害柵周辺の草刈・他（日当1,000円）

今後の目標 集落の現状維持

農を守る人たち

小笠原ひとみさん

(瑞穂地域・布施)

瑞穂地区・布施二集落に入っ
てすぐの田んぼとハウスが、ひと
みさんの仕事場です。

三棟のビニールハウスには、と
ころ狭しに野菜や花の苗が並び、
葉物の野菜が一面に広がっていま
す。

「トマトだけでも五・六種類あり
ますから、花と野菜を合わせた
ら、年間一〇〇種類ぐらいいはな
るかもしれません。一つのものを
多く作るのではなく、少量多品目
です。ものをつくることはほとん
とに面白いです」

ひとみさんが農業の道に飛び込
んだのは一〇年前。それまでは介
護の仕事をしていましたが、親の
介護が必要になり、家にいてもで
きる仕事は農業だと決め、すぐ
三〇坪ハウスを建てました。

「花が好きでプランターで育て
ていましたが、ハウスも欲しくな
りました」



同じ集落の農協の営農指導員の
勧めもあり、調理用トマトを作
付。これが本格的なものをつくっ
た最初です。三年後にはナスを栽
培。休みもないし、イヤだと思っ
ていた農業が、やりだしたら面白
くなってきた、品目も少しずつ増
えていきました。

「農業の専門の学校を出たわけ
ではないので、やりながら試行錯
誤の連続です。野菜部会でもいろ
いろ教えてもらうことがいっぱい
です」

布施集落には二つの農事組合法
人があり、ひとみさんの圃場は法
人から借り受けた四〇坪。圃場を
長い間休ませることはありませ
ん。ハウスは年三回転。収穫した
らすぐ定植。出荷は農協と産直市
です。

「小松菜や春菊も苗立てしてお
くんです。去年は飼料稲の後作に
白菜をつくりました」

農業機械はどうしても必要なト
ラクター、管理機、トップカー、
床土を混ぜるミキサーだけでした
が、昨年土づくりを力を入れよう
と購入した草を切るカッターが加
わりました。



※小笠原ひとみさん(左)・研修生(右)

ひとみさんは昨年認定農業者に
なり、「ひとみ農園」として、研
修生も受け入れています。

「農業はやったことが目に見え

る。種まきが好きなんです。種を播
いたら大きくなるのが目に見え
る。小さい種なのに、芽を出し、大
きくなっていく。そこが面白く、
魅力あるところです。研修生も来
てくれたので、もっと広げたい」

「全国農業新聞を

購読しませんか？」



全国農業新聞は、農業委員
会系統組織が農業者の立場に
立って編集・発行している農
家のための情報紙です。(毎
週金曜日発行・定価 月六百
円)

制度の改正の仕組みから地
域の活動まで幅広い情報を
扱っています。

購読の申し込みは農業委員
会事務局まで。

(TEL) 九五一一二一六
IP 〇五〇一五二七三〇二一

「農地転用は

許可が必要です」

・農地転用とは？

農地転用とは農地を農地でなくすることです。例えば農地に住宅や作業場を建てたり、資材置場や駐車場にしたり、植林したりといった農業以外の用途に使うことをいいます。

仮設事務所や砂利採取、工所用仮設道路など一時的に転用する行為も農地転用に含まれます。

・なぜ許可が必要なのか？

農地は食糧の大切な生産基盤です。国土の狭いわが国は、優良な農地を大切に守っていかなくてはなりません。

このため農地転用には、農地法によって一定の規制がかけられ、転用地を農業上の利用に支障のない場所に誘導する仕組みになっているのです。

・対象となる農地

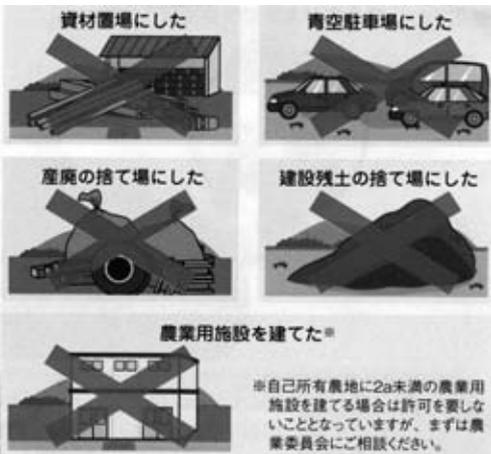
すべての農地（田、畑、樹園地）が転用許可を要する対象となります。

す。

登記地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）があれば農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、作付け、肥培管理されていれば農地と見なされます。

・無断転用には厳しい罰則が

農地法の許可を受けないで無断転用した場合や、適用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法違反になり工事中止や原状回復命令などをすることがあります。



※無断転用の例→

これに従わない場合には3年以下の懲役または、三百万円以下の

Q & A

農業用施設用地として転用する場合には？

自己の農地の保全または利用上必要な施設（耕作用の道路、用排水路、土留工、防風林等）に転用する場合は、面積に関係なく許可は要りません。

農機具倉庫、作業場等農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が2アール（二百平方メートル）未満であれば許可はおりませんが、両者とも届出をしてください。

農振農用地区域とは？

全ての市町村では、優良農地の確保・保全のため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画が定められており、その計画の中で農業振興を図っていく地域を「農振農用地区域」として指定しています。

農地転用の申請をする前に、申請地が区域内か区域外か町農林振

罰金に処されることがあります。

興課で確認してください。区域内の場合は、「農振農用地区域除外」の申請をし、その手続が完了した後でない限り、農地転用の申請をすることができません。

農地等の転用を考えている方へ

自分の農地等でも、勝手に宅地、道路、植林などに転用したり、転用目的で売ったり貸したりすることはできません。農地等を転用しようとするときは、農業委員会の許可（農地の面積が2haを超える場合は県知事又は農林水産大臣）を受けなければなりません。許可を受けず又は届出をせずに転用すると売買などの法律行為が無効になり、登記もできません。また、罰せられることがありますので注意してください。

※詳しくは、邑南町農業委員会へお問合わせ下さい。

TEL 九五一一一六
IP〇五〇一五二〇七二〇二一

「人・農地プラン」

★人・農地プランとは？

農業者の高齢化等により、五年後、十年後の地域の展望が描けない地域が増えていきます。農林水産省は、このような状況で今後誰が地域の農業を担っていくのかみなさんと話し合っただけでは、実行していくことにより「人と農地の問題」の解決を図っていくとしています。

★プランの範囲は？

最少は集落単位ですが、地域の実情や将来の展望によって自治会単位やもっと広いエリアで作成することも可能です。

★プランの内容は？

今後の中心となる担い手は誰か、中心となる担い手にどうやって農地を集めるか、個々の農地を今後誰が担っていくのかということを入れた表と、それを表現した図面がプランとなります。よくある計画書を作っていたら、わけてはありませ

★いつまで？

平成二十六年の三月までとされていますが、地域の中心となる担い手

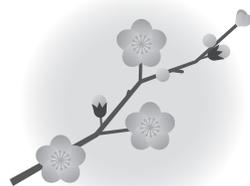
が国・県の補助事業に取り組み場合など特定の条件によっては、平成二十五年三月が作成の期限になります。

★説明会の様子は？

現在町内の四分の三の地域での説明を終えています。中心となる担い手が不在の地域や高齢化率の高い地域では、「今後誰が農業を担っていくのか書きようがない」など、厳しい現実の意見が寄せられる一方、地域に必要なプランとして積極的に取り組んでいる地域もあります。

★今後は？

プランを作成するにあたって補助金があるわけではありません。しかし、地域での話し合いによって作られたプランは、今後の地域農業にけっして無駄にはならないと考えられます。今後説明を聞かれる地域のみなさん、すでに説明をしている地域のみなさんも含めて、積極的な取り組みを期待しています。



「農業委員定数に

関する研修会」

七月五日、三次市農業委員会の要請により田中会長他三名の委員と事務局で三次市へ出かけました。

本町農業委員会のこれまでの定数削減への取組みを次の通り紹介しました。

- ・町村合併による委員数は選挙委員三十二名と選任委員八名、計四十名(在任特例適用後、選挙委員二十一名と合併協議確認済み)
- ・合併後、初の一般選挙後は選挙委員二十一名と選任委員七名、計二十八名
- ・農家戸数、農地面積とも減少しており「農業委員会の定数に関する小委員会」をもうけ検討することを決定
- ・町長へ選挙委員定数二十一名を十六名とする旨の農業委員会決定を通知
- ・町議会、住民への説明
- ・平成二十二年十二月町議会定例会において「農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」改正案が可決された後、委員報酬が増額改正された。また、議会推薦委員を四名から二名とし、議員を推薦する事とされた。

平成二十三年四月改選後、選挙委員十六名(内女性一名)選任委員・農業団体推薦二名・議会推薦一名(ともに議員)となり農業委員会全体に緊張感と総会での発言も増加した。今後の課題として事務局体制の強化、質向上を図らなければならない。

編集後記



農地パトロールをして改めて気付いたことは、農地、水路、農道がきれいに草刈りされていることだ。携わっている方の荒らしてはならないという気持ちが伝わってくるようだ。今まではあたりまえと思っていた風景もこれからはどの様になるのか。

草刈り作業は誰にも負担になっている。特に高齢の方や面積の多い人には身体的、時間的な負担感が大きいのではあるまいか。農業をやる人が増えてくれば一番良いのだが、そうでなければ維持管理の仕組みを考えなくてはならない時が来るかもしれない。

「人・農地プラン」の作成が始まっているが、後継者や地域の人が農業に希望を持って取り組めるようになればと思う。

(石橋 博)